

皆様からの通報が事業者処分・指導へつながります！

～令和6年度 悪質事業者通報サイト実績報告～

東京都では、悪質商法、誇大広告、架空請求に関する都民からの通報を「悪質事業者通報サイト」にて受け付け、広く注意喚起するとともに、悪質事業者の処分・指導につなげています。ぜひ、情報をお寄せください。

サイトへの通報件数

悪質事業者（悪質商法）576件

誇大広告 301件

架空請求 407件



事業者処分・指導等につながった実績

- 行政処分（業務停止命令等）：3件（悪質商法）
- 行政指導：16件（悪質商法）・18件（誇大広告）
- 事業者名等の公表：30件（架空請求）

【行政処分につながった事例】

事例1 訪問販売 ～事実ではないことを告げて勧誘する～

「ゴキブリの卵がある」などと告げられて、高額な害虫駆除・対策の契約を執拗に勧められたが、後で調べたら嘘と分かった。

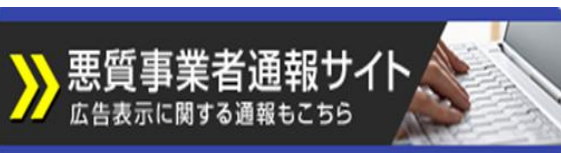
事例2 通信販売 ～誤認させる表示をしている～

「しばりがない」と広告されている化粧品の定期購入を申込んだのに、実際には1年間のしばりがあり、解約できなかった。

【行政指導につながった事例】

事例3 誇大広告 ～優良であると誤認させる表示～

受験対策の学習塾で、合格者数が実際よりも過大に表示されている。



【お問い合わせ先】
生活文化局 消費生活部 取引指導課
電話（直通）03-5388-3073

悪質事業者（悪質商法） 576件

★ 通信販売についての通報が3割強（200件）と最も多く、次に訪問販売（139件）となった。

★ 通報内容では、偽サイトに関する通報が最多で約2割（104件）。レスキュー商法（35件）、点検商法（28件）、定期購入やサブスクリプションサービス（20件）に関する通報が続く。

通報を受け行った行政処分：3件 行政指導：16件

【主な通報事例】

- <点検商法> 給湯器の無料点検をするとの電話があり、大手ガス会社からの連絡と思い承諾した。しかし無関係の事業者が来訪し、「給湯器が古いので交換する必要がある。交換しないと危険だ。」と言われ、高額な給湯器交換工事を勧誘された。
- <レスキュー商法> 自宅の鍵を紛失し、管理会社の営業時間外だったため、ネットに「鍵の開錠 2200円から」と表示があった事業者に依頼したら、表示とは全然違う高額な料金を請求された。
- <送り付け商法> 海産物の購入を勧誘する電話が何度もかかってきて、断り切れず一度だけという条件で承諾したら、粗悪品が届いた。その後どんなに断っても、代引きで品物が送り付けられてくる。



誇大広告 301件

★ インターネット広告やSNS広告についての通報が9割強(280件)と最多。

★ 通報内容では、優良誤認表示※に関する通報が約7割（207件）と最多。有利誤認表示※（79件）や指定告示※※（4件）に関する通報が続く。

※一般消費者に、実際よりも商品やサービスの内容が優良、取引条件が有利であると誤認されるおそれのある表示のこと

※※一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示（おとり広告や、いわゆるステマなど）（上記の複数に該当する内容の通報もありました。）

通報を受け行った行政指導：18件

【主な通報事例】

- <優良誤認表示> 美顔器について、医療機器のような効果を標ぼうしている表示が見られた。
- <有利誤認表示> 買取サービスについて、他店と比べて高額な買取をしているかのような表示が見られた。
- <有利誤認表示> 「モニター会員募集」などと期日を今月末として表示し、早期の入会を誘引しているが、翌月になっても募集を継続していた。

架空請求 407件

★ メールやSMSによる架空請求の通報が約97%と最多。

★ 架空請求メール・SMS※ 392件

★ 不当請求サイト 14件

★ 架空請求はがき・封書 1件

※SMS：携帯電話番号を使って送られてくるショートメッセージサービス

通報を受け行った事業者名等の公表：30件

【主な通報事例】

- 大手電力事業者や、実在する省庁や自治体等の名をかたり、メールで料金の催促があった。
- 「アダルト動画サイト」で年齢認証をクリックしたら、登録完了画面になり、高額請求された。

【実際に送られてきた架空請求】

件名：件名: e-Tax 税務署からの【未払い税金のお知らせ】

様

e-Tax をご利用いただきありがとうございます。

これまで所得税、固定資産税、延滞金の支払いについてご案内してまいりましたが、未だお支払いが確認できておりません。

期限内にお支払いがない場合、法的手続きが進められる可能性があります。

(参考) 事業者名等の公表は、消費生活に関わる東京都の情報サイト「東京くらし WEB」内で行っています。



令和5年度以前の悪質事業者通報サイトの実績は、「東京くらし WEB」をご覧ください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/kekka/>



消費者の皆様へ

- 困った経験をした場合や、悪質事業者を発見した場合、そしてご自身だけでなく、親族など身近な人が被害にあった場合も、是非悪質事業者通報サイトに情報をお寄せください。



- 「契約したが解約したい。」等の具体的なご相談は、消費生活センターにご連絡ください。

東京都消費生活総合センター 電話 03-3235-1155

お近くの消費生活センター 局番なし 188 (消費者ホットライン)